平成２０年（ミ）第２３号
長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　有限会社スカイアーク
管財人　小杉　丈夫
１　決定年月日　平成24年３月31日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

管財人辞任

平成２０年（ミ）第１３・１４号
東京都中央区日本橋富沢町８番６号
更生会社　山﨑建設株式会社
東京都中央区日本橋富沢町８番６号
更生会社　日本ロックエンジニアリング株式会社
管財人　中洞　好博は平成24年３月31日辞任した。
東京地方裁判所民事第８部

管財人選任

平成２０年（ミ）第１３・１４号
東京都中央区日本橋富沢町８番６号
更生会社　山﨑建設株式会社
東京都中央区日本橋富沢町８番６号
更生会社　日本ロックエンジニアリング株式会社
主文　管財人として
神奈川県川崎市高津区久地３丁目16番―816号
溝の口ガーデンアクアスＢ棟
野間　一三
を選任する。
平成24年３月31日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第１５６号
千葉県印西市原１丁目２番地
再生債務者　株式会社オレンジマーケット
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年４月２日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２４年（再）第５２号
東京都千代田区二番町４番地３
再生債務者　株式会社上武
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目１番10号　第２ローレルビル４階　磯辺・高橋・八木法律事務所　弁護士　八木　清文
平成24年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第５６号
東京都府中市南町５丁目38番地32
再生債務者　ミナミ株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所　弁護士　小畑　英一
平成24年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第５５号
東京都江戸川区北小岩５丁目１番12号
再生債務者　仲條　裕己
１　決定年月日時　平成24年４月２日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年６月４日から平成24年６月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第３号
大阪市西成区津守３丁目６番１号
再生債務者　大阪フェニックス生コンクリート株式会社
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年６月20日から平成24年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第３号
埼玉県川越市小ケ谷字広町810番地１、開始決定時の本店所在地川越市石原町２丁目３番地５
再生債務者　株式会社昭和
１　決議に付する計画案　平成24年３月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年５月15日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年５月８日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月１日
平成24年３月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第７号
名古屋市中川区十番町６丁目７番地７
再生債務者　メイホウフーヅ株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年３月30日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２０年（再）第２２２号
東京都千代田区永田町２丁目４番11号
再生債務者　株式会社インテックス
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１３５号
長崎県諫早市貝津町988番地
再生債務者　株式会社諫早木材市場
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１１４号
東京都中央区八丁堀２丁目15番１号
再生債務者　ユーホーケミカル株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１２０号
千葉県浦安市舞浜３丁目36番11号
再生債務者　オーシャントレーダー株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第５１号
大阪府柏原市国分市場２丁目９番46号
再生債務者　株式会社ジェクティブ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年３月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再）第１１号
大阪市北区西天満１丁目３番17号
再生債務者　学校法人辻学園
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２１年（再）第１５６号
千葉県印西市原１丁目２番地
再生債務者　株式会社オレンジマーケット
１　主文　本件再生手続を廃止する。
再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都中央区銀座６―13―16　銀座ウォールビル９階　橋元綜合法律事務所　弁護士　鈴木　道夫
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成24年４月２日
東京地方裁判所民事第20部